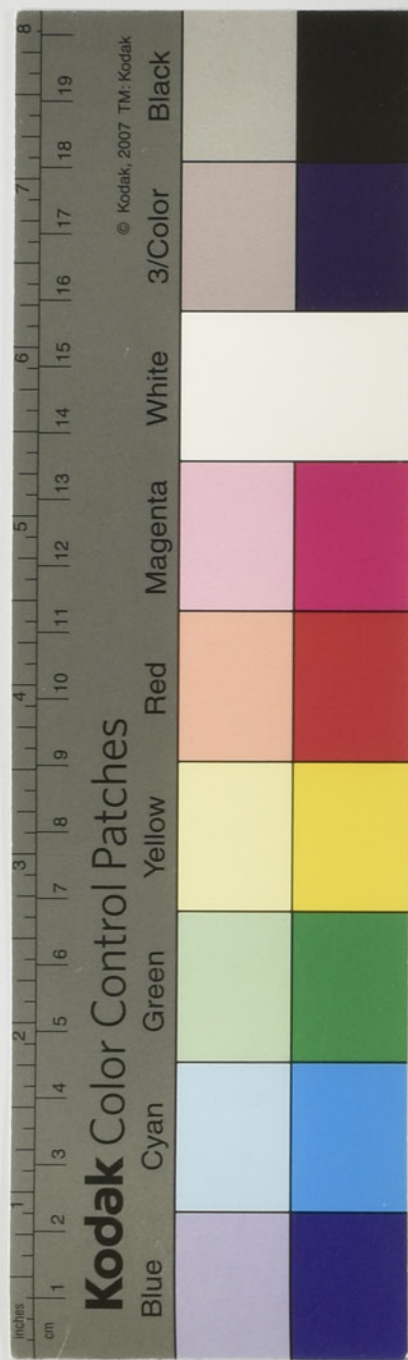
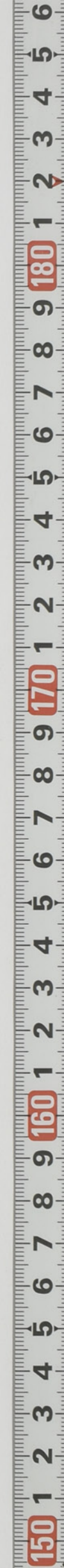
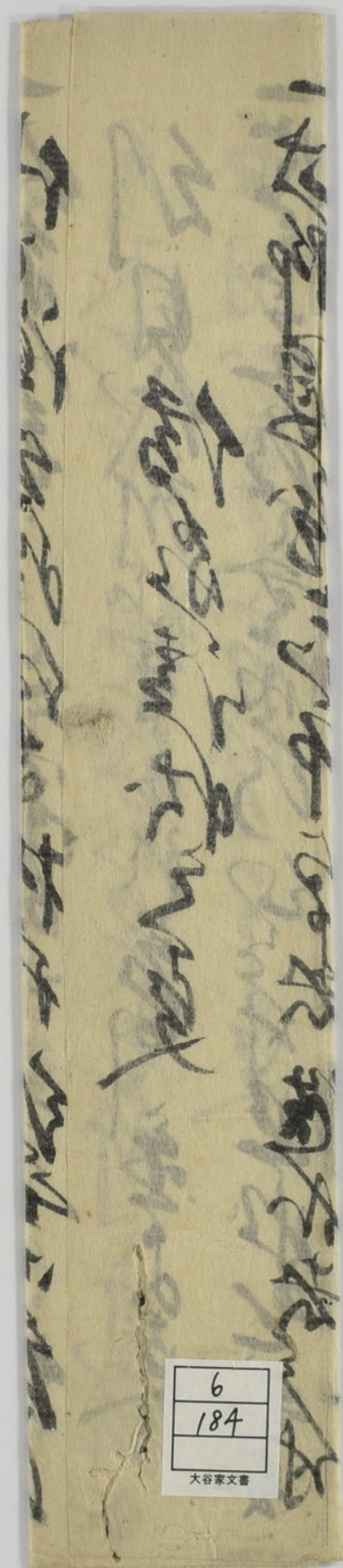




【大谷家文書】6-184



信託法之要

一 信託法は信託の成立を規定する法律である。信託の成立は、信託の目的、信託の主体、信託の客体、信託の期間、信託の消滅等によって決定される。信託の目的は、信託の目的が法律上認められるものであることである。信託の主体は、信託の主体が法律上認められるものであることである。信託の客体は、信託の客体が法律上認められるものであることである。信託の期間は、信託の期間が法律上認められるものであることである。信託の消滅は、信託の消滅が法律上認められるものであることである。

二 信託の成立は、信託の目的、信託の主体、信託の客体、信託の期間、信託の消滅等によって決定される。信託の目的は、信託の目的が法律上認められるものであることである。信託の主体は、信託の主体が法律上認められるものであることである。信託の客体は、信託の客体が法律上認められるものであることである。信託の期間は、信託の期間が法律上認められるものであることである。信託の消滅は、信託の消滅が法律上認められるものであることである。

三 信託の成立は、信託の目的、信託の主体、信託の客体、信託の期間、信託の消滅等によって決定される。信託の目的は、信託の目的が法律上認められるものであることである。信託の主体は、信託の主体が法律上認められるものであることである。信託の客体は、信託の客体が法律上認められるものであることである。信託の期間は、信託の期間が法律上認められるものであることである。信託の消滅は、信託の消滅が法律上認められるものであることである。

四 信託の成立は、信託の目的、信託の主体、信託の客体、信託の期間、信託の消滅等によって決定される。信託の目的は、信託の目的が法律上認められるものであることである。信託の主体は、信託の主体が法律上認められるものであることである。信託の客体は、信託の客体が法律上認められるものであることである。信託の期間は、信託の期間が法律上認められるものであることである。信託の消滅は、信託の消滅が法律上認められるものであることである。

一、時有... 何人... 早... 時

... 何人... 早...

一勝... 何人... 早...

不及... 何人... 早...

...

一、時有... 何人... 早...

...

...

...

...

...

一、時有... 何人... 早...

...

...

...

...

右... 何人... 早...

...

...

...

...

...

...

大谷家文書